

第七十三回 帝國議會貴族院 日滿司法事務共助法案特別委員會議事速記錄第二號

昭和十三年二月十日(木曜日)午前十一時
五十一分開會

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ是ヨ

リ開會致シマス、日滿司法事務共助法ニ付テ外ニ御質問ハゴザイマセヌカ

○林賴三郎君 念ノ爲御質問ヲ致スノデスガ、第一條ニハ「裁判所又ハ檢事局ハ滿洲國法院又ハ檢察廳ノ囑託ニ因リ」トナッテ居リマスケレドモ、此ノ意味ハ裁判所ト法院、檢事局ト檢察廳、即チ裁判機關相互間、檢察機關相互間ニ於テ共助ヲ爲スト云フ意味デアッテ、裁判機關カラ檢察機關ニ、若シクハ檢察機關カラ裁判機關ニ共助ヲスルト云

フコトハ認メナイ趣意ノヤウニ思ハレルノデアリマスガ、サウ云フ意味デアリマセウカ、ソレヲ確實ニ致シテ置キタイト思ヒマス、如何デゴザイマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 全ク御説ノ通り「裁判所又ハ檢事局ハ滿洲國ノ法院又ハ檢察廳ノ囑託ニ因ルト云フ意味デゴザイマン

ハ滿洲國ノ法院ノ囑託ニ因ル、檢事局ハ檢察廳ノ囑託ニ因ルト云フ意味デゴザイマンニ與ヘラレテ居ルヨリモ廣範圍ノ勾引權ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、從ツテ向フノ檢察官ガ勾引ノ必要アリトシテ、日本へ勾引テ、檢察機關ト裁判機關トハ全ク別個獨立ノ機關デアリマスルカラ、裁判所ト檢察廳、

或ハ法院ト檢事局ト云フヤウナ間ニハ、固ヨリ司法事務ノ共助ハ致サナイ趣旨デゴザイマスガ、滿洲國刑事訴訟法ニ依リマスト、檢察官ニ廣イ範圍ニ於テ勾引權ヲ認メテ居リマスガ、日本ノ刑事訴訟法デハ檢事ノ勾引權ト云フモノハ極メテ狹イノデアリマシテ、即チ刑事訴訟法百二十三條ニ列舉シタ場合ニ限ラレテ居ルノデアリマス、今若シ滿洲國法ニ依ツテ檢察官ニ勾引權ガアッテ、而シテ我ガ國法ニ依レバ檢事ニ勾引權ガナシイ場合ニ、滿洲國檢察廳カラ我ガ檢事局ニ勾引狀發付ノ囑託ヲシテ來タ場合ニ、ドウ云フ手續ニナルノデアリマスカ、ソレヲ囑託ニ應ズル考デアリマス

○林賴三郎君 本委員會ノ第一回カニ政府委員ノ答ヘラルタ所ニ依リマスト、今ノヤウナ場合ニハ、法律上許スベカラザルモノトシテ、第二條ノ適用ガアルヤウニモ解セラレルヤウナ御答ガアッタノデアリマスガ、サウ云フ意味デハナカツタノデアリマセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 第一回ノ答辯ノ際ニ、勾引狀ト申上ゲタトスルト私ノ言ヒトコトハ、犯罪捜査ニ付テノ囑託ガアッタ場合ノ共助ノ適用ガアルモノデアルコトハ勿論ト思ヒマスガ、分離的ニ見マスト云フト、被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付ト云フコトモ、又犯罪捜査ノ囑託ガアッタ場合ノ共助行爲ノ一ツシテナサル、ヤウニ解釋セ

ラレルノデアリマスガ、サウナリマスト云
フト、其ノ事柄ハ甚ダ不當デアリ、無意味
デアルト云フ非難ヲ釈シマス、又一般ニ甚
ダシク不安ヲ感ゼシメルノデアリマスガ、
者ニ對スル勾引狀ノ發付』トアリマスノハ、
勾引狀發付ニ付テノ特別ノ囑託ガアッタ場
合ノ規定デアッテ、一般犯罪捜査ノ囑託ガ
アッタ場合ニハ適用ガナイモノデアルト云
フヤウニ諒解シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 本條ヲ設ケマシ
タ趣旨ハ誠ニ御說ノ通リデアリマシテ、被
疑者ニ對スル勾引狀ノ發付又ハ執行ハ、廣
イ意味ニ於テ固ヨリ犯罪ノ捜査ニ屬スルノ
デアリマスガ、事人權ニ關シマスルノデ、
犯罪ノ捜査ノ中カラ更ニ第四號ニ別ニシマ
シテ、被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付又ハ執
行ト云フコトヲ掲ゲテ置イタノデアリマシ
テ、特ニ是ノ共助ヲスル、勾留狀ハ之ヲ致
サナイト云フ趣旨ヲ明カニシタノデアリマ
スガ、第六條ニ關シマスル條文上ノ分離上
ノ御疑念ガゴザイマスル所ノ被疑者ニ
ガ、本條ニ掲ゲテアリマスル所ノ被疑者ニ
對スル勾引狀ノ發付ノ請求ト云フコトハ、
滿洲國ノ檢察官カラ我國ノ檢事ニ對シテ
勾引狀ノ發付ノ囑託ガアッタ場合ニ限ルノ

デアリマスルガ、分離上サウデナイ、或ハ
犯罪ノ捜査ノ囑託ノアッタ場合ニ於テモナ
サレハセヌカト云フ點ガ最モ御疑念ノヤウ
ニ拜承スルノデアリマス、此ノ點ニ付キマ
シテハ前回モ申上ゲマシタガ、第六條ニ謂
フ勾引狀ノ發付ト云フノハ、勾引狀ノ發付
ノ囑託ヲ満洲國カラ受ケタ場合ノミヲ指ス
ノデアッテ、其ノ場合ニノミ活用致スノデ
アリマシテ、犯罪ノ捜査ノ囑託ガアッタ場
合、即チ囑託ニ依リマシテ檢事ガ捜査ヲス
ル場合ニソレハ適用シナイ、是ハ理論上、
又ハ條理上ヨリモ左様ニ當然解スベキモノ
デアルト、私共ハ解釋致シテ居ルノデアリ
マス、勾引狀ノ發布ノ請求ハ先程申ス通り
満洲國ノ囑託ニ依ル場合ニ、時ニ依ルト日
本ノ檢事デハ發シ得ナイ、不可能ナル場合
ガアルノデアリマス、左様ナ場合ニハ尙此
ノ向フカラ單ニ捜査ノ囑託ガアッタ場合ニ、
日本ノ檢事ガ日本ノ檢事總長ニ依ッテ勾引
狀ヲ發付スルト云フヤウナコトハ、實際ハ
致サナインデアリマシテ、勾引狀ノ性質カ
ラ申シマシテモ、勾引狀ト申スモノハ、要
スルニ訊問ノ爲ニ必要ノアル場合ニ、本人
ガ内地ヘ或ハ逃亡ノ虞アル場合ニ訊問ヲ完
リマス、從ツテ日本ノ檢事ガ訊問權ガナ
イセムガ爲ノ前提要件トシテ爲スモノデア

タル勾引狀ノ趣旨モ、満洲國カラ日本ノ檢
事ニ對シテ勾引狀ノ發付ノ囑託ガアッタ場
合ニノミ活用スルト云フ意味デゴザイマシ
テ、日本ノ檢事ガ捜査ノ囑託ヲ受ケタ場合
ニ、其ノ捜査ノ便宜カラ、日本ノ檢事ガ判
事ニ勾引狀ヲ出シテ貰ッテ、ヤルト云フヤウ
ナコトハ固ヨリ豫期シテ居ナイノデアリマ
ス、左様ナ趣旨ト御諒承ヲ願ヒタイト思ヒ
マス

○林賴三郎君 一般ノ犯罪捜査ノ囑託ガ

アッタ場合ニハ、第二條ニ定メテアル法律

上許スペカラザルモノデアル、公益ヲ害ス

ル虞アルモノデアルトカ、斯ウ云フヤウナ

場合デナケレバ之ヲ拒ムコトガ出來ナイノ

デアルケレドモ、勾引狀發付ノ囑託ノ場合

ニハ、第三條ニ依リマシテ單ニ之ヲ不相當

ト認メレバ拒絕シテ宜シイ、斯ウ云フコト

ニ見エルノデスガ、サウ理解シテ宜シイノ

何デアリマセウカ

○政府委員(松阪廣政君) 御說ノ通リ日本

ノ内地ニ居リマスル日本人ニ對シテ、突然

満洲國カラ勾引狀ノ發付或ハ執行ノ囑託ガ

アリマスル場合ニハ、所謂不相當ナルモノ

ト通常解スルノデアリマシテ、其ノ理由ハ

御承知ノ通リ犯罪引渡シニ付キマシテハ、

自國人ヲ引渡スルコトヲ以テ原則ト致シ

テ居ルノデアリマシテ、原則ト致シマシテ

ハ自國人ヲ引渡スルコトハ、ソレハ不

相當デアルト解釋スルノガ妥當デアル、唯

自國人デアリマスガ、満洲國ニ居住シ、満洲國デ犯罪ヲ犯シテ者ガ内地ヘ歸ツテ來テ、詰リ満洲國ヲ逃亡シテ内地ヘ歸ツテ來タト云フヤウナ場合ニハ、其ノ者ニ對シテ勾引狀ノ發付ノ執行、或ハ其ノ發付竝執行ノ囑託ニ應ジマスルコトガ、満洲國ト同時ニ日本國ノ治安維持カラモ亦委嘱デアラウ、必要デアラウト考ヘマスノデ、サウ云フ場合ニハ無論自國人ト雖モ引渡ニ應ズルノデアリマスガ、不相當ト云フ意味ハ、我々ハ左様ニ解釋ヲシ運用ヲ致ス考デ居リマス。

○委員長(公爵岩倉具榮君) 他ニ御質問ハゴザイマセヌカ

○内田重成君 只今ノ林委員トノ御問答ニ依ッテ、極メテ明瞭ニ相分ッタ點ガ多數ニアリマスルガ、私ハ此ノ第十條ノ關係ニ於テ一言承ッテ置キタイト思フ、先程第一條ノ裁判所及ビ検事局ノ共助關係ニ付テ御説明ノアリマシタ所ニ依ッテ、此ノ十條ト對照シテ見マスル場合ニ、檢事局ニ満洲國ノ檢察廳ヨリ囑託ヲシタル場合ニ、其ノ檢事局ガ權限ヲ有シナイト云フ場合ニ於テ、之ヲ受託ノ權限アル官廳ニ移送スル規定ニ依ッテ、檢事局ヨリ裁判所ニ移送シ得ルモノト解説シ得ルト考ヘマスガ、如何デアリマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 御尋ノヤウナ趣

旨デハナインデゴザイマシテ、第一條ニ依リマシテモ明カナル如ク、裁判所ハ法院ノ囑託ニ因リ、又檢事局ハ檢察廳ノ囑託ニ因ツテ、此ノ司法事務ニ共助ヲ致スノデアリマシテ、從ツテ、法院カラ檢事局ニ…裁判所ノ共助スペキコトヲ先方ノ法院、又ハ檢察廳カラ内地ノ檢事局ニ囑託ガアリマシタル場合ニ、檢事ガソレヲ裁判所ノ方へ送ルト云フコトハ固ヨリ致サナイノデアリマシテ、セザルトキ、先方ノ法院カラ我ガ裁判所ガ囑託ヲ受ケタ場合ニ其ノ裁判所ガ土地管轄關係等ニ依ッテ權限ヲ有シナイ場合ニハ、土地管轄等ニ依ッテ權限アル裁判所ニ囑託ヲ移送スルト云フコトニ考ヘテ居リマスルノデ、第十條ハ裁判所ト裁判所トノ間、法院ト裁判所トノ間、又檢察廳ト檢事局トノ間ニ於ケル適用ヲ見ルモノト解釋ヲ致シテ居ルノデアリマス。

○内田重成君 サウ致シマスルト十條ノ關

係ハ、第一條ノ第二項ノ土地管轄ダケニ付テノ是ハ規定ト考ヘテ、解釋スペキモノデアルト考ヘテ宜シイノデアリマスカ

○政府委員(松阪廣政君) 專ラ土地管轄ダケデアルト存ジマス

○内田重成君 刑事訴訟法ノ規定ハ私ハモニモ規定ガゴザイマス、二百十二條ノ第二項第三項ニモ規定ガゴザイマス

○内田重成君 刑事訴訟法ノ規定ハ私ハモニモ規定ガゴザイマス、二百十二條ノ第二項第六條ハ檢事ガ一般ノ犯罪搜查ノ囑託ヲ受ケタル場合ニ於テ押收、搜索、檢證、被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付斯クノコトヲ判決ニ請求スルコトガ出來ルヤウニ解釋セラレルノデアリマス、政府ノ說明サレルヤウ

出席者左ノ如シ

ニ勾引狀發付ニ付テ特ニ嘱託ガアッタ場合
ノミニ被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付ト云フ
モノガ適用サレルト云フコトニヘ、文意上
ハドウシテモ解釋出來ナイ、ソレハ初メノ

スルコトヲ得」ソレカラ第一項ニ「檢事被疑者

ニ對スル勾引狀ノ發付ノ共助ヲ爲スニ付必
要アルトキハ其ノ處分ヲ其ノ所屬區裁判所
ノ判事ニ請求スルコトヲ得」ソレカラ第三項

トシテ是ハ右ノ修正ノ結果字句ヲ直スコト
ニナルノデアリマスガ「前二項ノ規定ニ依
ル請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シ豫
審判事ト同一ノ權ヲ有ス」ソレカラ末項ハ矢
張リ第一項ヲ修正シタ結果文字ヲ直スニ止
マルノデアリマスガ「判事本條ノ處分ヲ爲
ナリマシタ曉ニ於テハ、當局者ニ於カレマ
シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物
ヲ檢事ニ送付スペシ」右ノヤウニ條文ヲ修
正致シマスト、政府原案ノ意味ガ明瞭ニナ
ルト存ジマス

委員長 公爵岩倉 具榮君
副委員長 予爵富小路隆直君
委員 林 賴三郎君
内田 重成君
男爵本多 政樹君
小坂 順造君
灌川 儀作君
光永 星郎君
午後零時二十二分散會

書キ出シニ「檢事共助ヲ爲スニ付必要アルト
キトアッテ、廣クナッテ居リマス、ソレカラ
被疑者ニ對スル勾引狀ノ發付ト云フ言葉ノ
前ノ部分、後ノ部分、是ハ何レモ一般ノ犯
罪検査ノ共助ガアッタ場合ノ規定デアリマ
スカラ、其ノ真中ニアル事柄ダケガ、サウ
デナクシテ勾引狀發付ノ特別ノ嘱託ガアッ
タ場合デアルト云フコトニハ解釋スルコト
ハ出來ヌノデアリマシテ、ソレハ非常ニ無
理デアラウト思ヒマス、而シテ若シサウ云
フ廣イ意味ニ解釋スルコトニナレバ、是ハ
實質ニ於テモ不當デアル、又世人ヲシテ非
常ナ不安ヲ感ゼシメルト云フコトデアリマ
スノデ、是ハドウシテモ政府原案ノ趣意ヲ
明カニスルヤウニ致ス方ガ立法トシテ適當
デアラウト考ヘマス、ソレデ私ハ第六條ニ
付テハ修正ノ意見ヲ持ッテ居ルノデアリマ
シテ、茲ニ修正案ヲ提出致シタイト存ジマ
ス、第六條「檢事犯罪ノ検査ノ共助ヲ爲ス
ニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ押收、
搜索、檢證、被疑者若ハ證人ノ訊問又ハ鑑
定ノ處分ヲ其ノ所屬區裁判所ノ判事ニ請求

テ非常ニ不安ヲ懷タノデアリマシテ、近頃
ノヤウニ種々ノ人權蹂躪ノ問題ガ起シテ居
要アルトキハ其ノ處分ヲ其ノ所屬區裁判所
ノ判事ニ請求スルコトヲ得」ソレカラ第三項

トシテ是ハ右ノ修正ノ結果字句ヲ直スコト
ニナルノデアリマスガ「前二項ノ規定ニ依
ル請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シ豫
審判事ト同一ノ權ヲ有ス」ソレカラ末項ハ矢
張リ第一項ヲ修正シタ結果文字ヲ直スニ止
マルノデアリマスガ「判事本條ノ處分ヲ爲
ナリマシタ曉ニ於テハ、當局者ニ於カレマ
シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物
ヲ檢事ニ送付スペシ」右ノヤウニ條文ヲ修
正致シマスト、政府原案ノ意味ガ明瞭ニナ
ルト存ジマス

○委員長(公爵岩倉具榮君) 只今ノ林委員
ノ修正動議ニ御賛成ノ方ガゴザイマスカ
○子爵富小路隆直君 チヨット此ノ際一言
述べサセテ戴キタイト思ヒマス、先日モ或
委員モ御述ベニナリマシタヤウニ近頃法文
ノ書キ方ガ非常ニ巧妙デアッテ、一般ノ人ニ
ハドウモ其ノ意味ガ分ラナイ、或ハ起草者
デナケレバ其ノ本當ノ意味ガ分ラナイヤウ
ナモノガドウカスルト出テ來ルノデアリマ
ス、斯ウ云フコトハ一般ノ國民ノ不安ヲ懷
ク基トナルノデハナイカト私ハ思フノデア
リマス、又モウ一ツニハ法律ノ運用ニ付

マス
○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ此ノ
修正案ヲ附ケマシテ、全條項ノ採決ヲ致シ
マス、之ヲ修正可決スルコトニ御異議ハゴ
ザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵岩倉具榮君) ソレデハ之ヲ
修正可決スルコトニ致シマス、本日ハ此ノ程
度ニシテ延會致シマシテ宜シウゴザイマスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

政府委員
司法省民事局長 大森 洪太君
司法省刑事局長 松阪 廣政君
司法省調査部長 井上 登君
司法書記官 齋藤 直一君
午後零時二十二分散會